

平成29年度事業計画書

社会福祉法人 愛光会

1. 基本理念

社会福祉法人愛光会（以下「本法人」という。）は、地域社会の福祉システムに積極的に参加して、あらゆる福祉ニーズに的確に応えられる体制を確立することを目指して、障害者や児童等のニーズに応じて、地域社会の中で人間として安心して普通の生活を送ることができるよう、そのライフステージの全段階とそれぞれの障害の程度に応じた体系的かつ継続的な質の高い総合支援サービスを提供する。

また、本法人が別途定めた倫理綱領及び職員行動基準を職業倫理の原点として遵守すると共に、利用者の権利擁護・虐待の未然防止に一層取り組む。

2. 基本方針

本法人は、利用者及び保護者のニーズに応じた且つ地域社会での自立した生活を可能にするための障害に応じた必要なサービスを提供する。

- ① 地域生活を可能にするための支援サービス
- ② 自立生活をするための支援サービス
- ③ 地域生活へ再チャレンジするための支援サービス
- ④ 地域児童、障害者福祉計画（鹿児島県、鹿児島市、鹿屋市等）との整合性
これらの県市町村計画に、利用者・保護者のニーズが反映できるよう積極的に参画して、それに整合する愛光会のサービスシステムを確立する。
- ⑤ 本法人が、各施設・事業所の福祉事業を円滑に展開していくためには、地域社会からの信頼を得続けることが重要である。そのためには地域社会との交流及び地域社会における公益的活動（社会貢献）は、もっとも重要であることから、地域社会福祉協議会等、関係機関との連携を図りながら、これを推進する。

3. 経営理念

社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、以て地域福祉の推進及び社会貢献に努めるものとする。

4. 事業内容

本法人は次の社会福祉事業を行う。

- | | | |
|------------|---|---|
| ○第1種社会福祉事業 | } | <ul style="list-style-type: none">・ 児童養護施設 桜島学園の経営・ 障害児入所施設 和光学園の経営・ 障害者支援施設 和光学園の経営・ 障害者支援施設 桜町学園の経営・ 障害者支援施設 フレンドリーホームいいぐまの経営 |
| ○第2種社会福祉事業 | } | <ul style="list-style-type: none">・ 子育て短期支援事業の経営（桜島学園）・ 障害福祉サービス事業の経営（和光学園）・ 障害福祉サービス事業の経営（桜町学園）・ 障害福祉サービス事業の経営（フレンドリーホームいいぐま）・ 障害福祉サービス事業の経営（総合サポートセンターラン）・ 障害児通所支援事業の経営（児童発達支援事業おひさまキッズ）・ 障害児通所支援事業の経営（放課後等デイサービス事業おひさまキッズ）・ 地域活動支援センターの受託経営（総合サポートセンターラン）・ 移動支援事業の経営（総合サポートセンターラン）・ 障害児相談支援事業の経営（相談支援事業 あい）・ 特定相談支援事業の経営（相談支援事業 あい）・ 一般相談支援事業の経営（相談支援事業 あい） |

本法人は次の公益事業を行う。

居宅介護支援事業（相談支援事業 あい）

5. 運営方針

- (1) 利用者が、障害の程度にかかわらず、そのニーズに応じて自立した生活を目指し、社会活動へ積極的に参加できるよう支援する。
- (2) 利用者が、一人の生活者として、自らの生活を自らの意思で選択、決定し築けるよう可能な限り本人の意思を尊重し、自己決定ができるよう支援する。
- (3) 利用者の人格と個性を尊重し、利用者が健康で快適な生活が送れるように常に清潔で安全な生活環境作りに努める。
- (4) 地域や家庭との結びつきを重視し、市町村や保健・医療機関、学校その他の関係機関と密接な連携を図り、開かれた運営を行う。
- (5) 社会福祉法人は、地域社会の一資源であることを自覚し、地域福祉サービスに積極的に関わり地域福祉の向上に寄与すると共に法人内各施設・各事業所の健全且つ安定的な事業経営・運営を行う。

6. 理事会

(1) 理事会の権限等

- ・ 改正法により、理事会は本法人の全ての業務執行の決定や理事の職務執行の監督を行う。
- ・ 法律又は定款に定める評議員会の決議事項以外の事項については、評議員会に諮る必要はない。

(ア) 理事会の組織

- ・ 理事会は、全ての理事で組織される。

(イ) 理事会の職務

① 業務執行の決定

- ・ 理事会は、本法人の業務執行に関する意思決定を行う。

② 理事の職務執行の監督

- ・ 理事会は、理事の職務の執行を監督する。

③ 理事長の選定及び解職

- ・ 理事会は、理事長の選定及び解職を行う。

(2) 理事会の運営

(ア) 理事会の招集

- ・ 理事会は、理事長が招集する。

- ・ 理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- ・ 招集通知は、理事会の日の原則として、1週間前までに、理事及び監事の全員に通知をしなければならない。

(イ) 理事会の決議

- ・ 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(ウ) 理事会の議事録等

- ・ 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- ・ 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

(3) 理 事

(ア) 理事の選任及び解任

- ・ 理事の選任・解任の決議は評議員会で行う。

(イ) 理事の資格等

- ・ 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- ・ 本法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
- ・ 本法人が行う施設・事業所の管理者

(ウ) 理事の特殊関係者

- ・ 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者が理事総数の三分の一を超えて含まれてはならない。

(エ) 理事の職務及び第三次愛光会基本構想

理事は法人設立目的をあらためて認識して、サービス利用者の基本的人権を尊重しつつ、公平且つ公正で地域に開かれた施設・事業所運営を実施すると共に財政基盤を確立し、法人運営の安定を図る。そのために、地域社会の福祉需要、利用者の満足度や新たなニーズを常に把握し、地域生活や就労等自立に向けた支援と実践を目標として、多様なサービスが提供可能な施設システムの整備を図り、また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に照らし合わせ、これまでの愛光会基本構想を見直し、第3次愛光会基本構想（中・長期整備計画）を策定しそれに沿い諸事業を推進する。

7. 評議員会

(1) 評議員会の権限等

- ・ 理事及び監事の選任又は解任
- ・ 理事及び監事の報酬等の支給の基準及び額
- ・ 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

- ・ 定款の変更及び基本財産の処分
- ・ 社会福祉充実計画の承認

(ア) 評議員会の組織

- ・ 評議員会は、全ての評議員で組織される。

(2) 評議員会の運営

改正法により、定款変更や合併・解散など法人運営の基本ルールや、決算の承認など事後的な法人運営の確認は評議員会が最終的な決定を行う。

(ア) 評議員会の招集

- ・ 評議員会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- ・ 招集通知は、評議員会の日原則として、1週間前までに、各評議員に対して、書面にて通知をしなければならない。

(イ) 評議員会の決議

- ・ 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- ・ 監事の解任、定款の変更、その他法令で定められた事項については、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(ウ) 評議員会の議事録等

- ・ 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- ・ 評議員会の議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名し、又は記名押印する。

(3) 評議員

(ア) 評議員の選任及び解任

- ・ 評議員の選任・解任の決議は評議員選任・解任委員会でを行う。

(イ) 評議員の資格等

- ・ 社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者

(ウ) 評議員の特殊関係者

- ・ 評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはならない。
- ・ 評議員には、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者が含まれてはならない。

8. 監 事

監事は、法人の業務監督及び会計監査を行うことを職務とし、その職務の遂行のため理事及び本法人の職員に対し、業務執行の状況が適法に行われているか、法人の事業の遂行が適正であるか、また、法人の財産目録、貸借対照表その他法人の財産に関する一切の書類帳簿等を調査し、その真偽不正記載の有無等を監査する。

また、毎年定期的に監査報告書を作成し、評議員会及び理事会並びに鹿児島県知事に報告する。必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べる。

(1) 監事の権限等

- ・ 監事は本法人の業務監督及び会計監査を行うことを職務とする。
- ・ 監事は、理事が不正の行為をしたとき、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき等、理事に対し理事会の招集を請求できる。

(2) 理事への報告義務

- ・ 監事は、理事が不正の行為をしたとき、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき等、その旨を理事会に報告する義務を負う。

(3) 理事会への出席義務

- ・ 監事は、理事会に出席し、必要があると認められるときは、意見を述べなければならない。

(4) 評議員会に対する報告義務

- ・ 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令・定款に違反する事項や著しく不当な事項があると認めるときは、その結果を評議員会に報告しなければならない。

9. 施設整備等

現在、相談支援事業については、専任相談支援専門員3名と兼任相談支援専門員5名が言語治療教室の2階を相談支援事業所あい（障害児相談支援事業、特定相談支援事業）として業務運営しているが、最近、相談件数が多く現状では手狭になり何かと不都合なことが多々あるため今後を見据えて、今年度相談支援事業所あいを海道町のグループホームれん隣接地に新築移転する。また、当法人本部事務局も桜町学園事務所内に設置されているが、今後、財務規律の強化や地域における公益的な取り組み、役員報酬基準の公表に係る規程の整備等本部事務局の業務が今まで以上に多岐にわたるため、透明性を一層高めると共に地域社会に貢献できる体制を整えなければならない。この為、本部事務局の一部を今般整備される相談支援事業所あいの一角に整備する。

社会福祉法人を取り巻く経営環境の急激な変化を踏まえ、第3次愛光会基本構想の各施設・各事業所の整備計画に基づき、年次計画での施設整備を各々実施する。また、本法人の利用者を可能な限り、地域において普通の生活を促進するため、各利用者の幼児期から老年期までの全ライフステージに対応した福祉サービスを集中化システム化して、質の高いサービスを確保すると共に、総合支援サービス事業の効率化及び経費の省力化を図る。

10. 財務管理等

社会福祉法人新会計基準に則り全ての収入及び支出については、事業計画書に基づき事業活動を行い、年度途中で予算との乖離額等を見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成する。但し、乖離額等が運営上支障がなく、軽微な範囲にとどまる場合は、この限りではない。法人及び施設・事業所等の出納に関する経理事務、予算、出納、財務、資産及び負債管理、決算手続等については経理規程等に則り適正な会計処理を実施し、財務状況を分かりやすく明確にすると共に経営分析を実施し、効率的な経営に努める。施設の建物、施設の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（借入金の償還金及びその利息の返済を含む）については、各拠点区分毎に経理規程や定款等関係法令に則り処理する。また、正規の簿記の原則に従い3つの要件①網羅性（取引が漏れなく記録されること。）、②立証性（取引を立証する証拠資料に基づいて記録されること。）、③秩序性（会計記録が継続的・組織的に行われること。）を守り、正確な会計処理を行う。経費運用については全て、収入支出、財政状態及び経営成績を明らかにするため、事業（拠点区分）毎にサービス区分を設け拠点区分毎の経営状況を判断できるよう適正に会計処理を行い、ホームページ等利用し情報の開示に努めると共に経営の透明性の確保を図る。

なお、今年度から鹿屋市にある会計事務所と顧問契約をし会計の透明性を図る。

11. 利用者の権利擁護の推進（虐待防止及び相談・苦情等）

鹿児島県知的障害者福祉協会による「施設内人権侵害防止に関する提言」を最大尊重する。

本法人の基本理念である人間尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を職員個々の職業倫理の原点として認識し、倫理綱領・職員基本行動基準の周知徹底を推進する。その実現に向け、障害者虐待の予防と早期発見及び養護者への支援を講じるための法律に沿い、施設・事業所内虐待の未然防止をめざして整備した、「社会福祉法人愛光会利用者の人権擁護推進マニュアルー虐待の防止と虐待発生時の対応ー」に則り、毎年度当初に本法人全職員を対象に利用者への虐待、体罰、いじめ、差別等の人権侵害を決して行わないことを心から誓いを立て「人権侵害ゼロへの誓い」に署名すると共に人権侵害自己検証票（施設用・職員用）により検証する。また、権利の主体者は利用者であることから、利用者個人の尊厳と意向が尊重され、職員との信頼関係に満ちた権利侵害のない福祉サービスが総合的、有機的に提供できるよう、法人としての姿勢を強く示し明確にする。

利用者等からの相談・苦情については、適切な解決を図るため必要な事項を定めた、「社会福祉法人愛光会人権擁護推進における虐待防止及び相談・苦情等解決規程」により可能な解決を図る。また、本規程の中には法人と立場を異にし、中立を旨とする、法人から独立した外部有識者5名からなる第三者委員会を設置する。第三者委員会は、各施設・事業所の利用者等人権擁護推進及び相談・苦情等を円滑に解決するため、利用者の実態調査を年1回以上実施すると共に人権擁護推進計画に沿い、第三者委員との合同会議を開催し実態調査等の内容について検証し、以て人権擁護への認識を深め施設内虐待の未然防止に努める。

12. 障害を理由とする差別解消の推進

障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成28年4月1日から施行されたことに伴い、障害者の雇用の促進等に関する法律等に沿い、役職員に対し障害者差別解消法の研修や、その他の必要な環境の整備に努める。また、日頃から障害に関する理解や障害者の人権・権利擁護に関する認識を深めると共に、より高い意識と行動規範をもって障害を理由とする差別を解消するための取り組みを推進する。

1 3. 情報公開等

社会福祉法第59条の規定により、現況報告書並びに添付書類である貸借対照表及び財務諸表及び監事の意見を記載した書面等を法人本部並びに各施設・事業所の事務所に備えて置き、当法人が提供する福祉サービスの利用を希望する方やその他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれを閲覧に供する。法人の業務及び財務等に関する情報については、愛光会だよりの外インターネット上でも公表する。

また、地域に開かれた施設・事業所とするために地域住民の協力を得て行政・保健・医療や近隣の福祉施設との連携を強化する。更に、利用契約制度、ケアマネジメント制度、権利擁護制度、情報公開制度等を円滑に運用できるように、法人組織等の見直しを図ると共に法人のホームページ上により、サービスの内容等新鮮で豊富な情報（個人情報保護規程に反する事項は除く。）を広く一般の方に提供する。

なお、本法人が保有する個人情報の取り扱いについては、本法人個人情報保護規程及び個人情報保護に関する法令等を遵守し適正に取り扱う。

1 4. 個人情報の適正な取り扱い

個人情報の取り扱いについては、その性質上いったん間違った取り扱いをすると、個人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがある。そこで、個人情報の重要性を十分に認識すると共に個人情報の保護に万全を期すため、本法人では、「個人情報の取り扱いに関する規則」を別途整備している。その内容については、個人情報保護規程、情報公開規程、プライバシーポリシー、利用目的、運営要領、取扱規則、安全管理対策、職員への教育研修、適切な情報セキュリティ対策、誓約書及び同意書、利用目的の内容、問題発生時の対応、審査基準等が具体的に定めてあり、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。

1 5. 入所児童及び利用者並びに職員等に係るマイナンバー（個人番号）の取り扱い

当法人各施設等を利用している利用者のマイナンバーの管理については、「社会福祉法人愛光会利用者の個人番号（マイナンバー）預かり取扱い規程」及び厚生労働省並びに鹿児島県関係担当課等の通知・指導等に沿い、マイナンバーが漏えいしたり、不正に使われることがないように事務手続きは慎重に取り扱う。

また、職員分についても当法人就業規則等関係規程や関係機関からの通知及び法令等に沿い、情報漏えい等正当な理由なく業務で取り扱う個人情報ファイル等を部外者へ提供する等不正がないよう取り扱う。

1 6. 役職員の研修

障害者福祉施策の見直し等、制度がめまぐるしく変わる中、役職員は福祉の動向を的確にとらえ、それに対応する専門的知識と高度な援助技術や豊かな人間性が求められている。このため、それぞれの職務に必要な知識や援助技術を習得するため、障害者虐待防止等あらゆる研修会に積極的に参加し資質向上に努める。また、役員は今まで培った知識と経験を基に機会ある毎に職員と交流し、親睦を深めると共に仕事に関わる相談等に対し助言する。

また、法人内保護者・役職員合同研修会を計画し、共に利用者の幸せを願い、利用児(者)の権利擁護システムや福祉サービスの向上等、相互に研修し資質や専門性の向上と併せて親睦融和を図る。

17. 各種委員会及び部会の創設

地域福祉の重要性が大きく叫ばれている今日、地域社会の福祉需要に的確に応え社会福祉法人の役割を果たすため、法人内各種委員会及び部会において、あらゆる面から本法人がこれから目指して行く方向性等について専門的・客観的な検討を行う。また、障害者総合支援法等諸制度改革の動向を見極めながら第3次愛光会基本構想を策定するための委員会を設置し、本法人の基本理念が新しい制度に的確に対応できる法人組織の再編成とサービス提供システムの構築が計画的かつ実施可能な「新基本構想」を策定する。更に、本法人が持つ機能の効率を十分に発揮するため、人事管理業務、労務（給与計算）業務、栄養管理業務、給付費請求等を法人事務局で一元管理し、経営基盤の確立を図ると共に財政基盤をより強固なものにするため法人組織等の見直しを行う。なお、法人内各種委員会及び部会については次のとおり

I. 総括企画委員会

1. 第三次愛光会基本構想（中・長期整備計画）策定準備委員会

- ①. 地域福祉ニーズリサーチ班
- ②. 新制度・事業体系検討班
- ③. 地域移行検討班
- ④. 法人組織・財務・キャリアパス検討班

2. 研修・行事検討委員会

3. リスクマネジメント委員会

II. 情報管理委員会

III. 人権擁護推進委員会（第三者委員会事務局）

IV. 地域交流推進委員会

V. 施設長等会

1. 事務担当者部会

2. サービス管理者部会

- ①. 第三者評価準備委員会

3. 支援スタッフ部会

- ①. 愛光会だより編集委員会
- ②. ホームページ管理委員会
- ③. 合同行事開催準備委員会（わくわく会）
- ④. 保護者・役職員合同研修会準備委員会
- ⑤. あいサポート委員会

4. 保健衛生担当者部会

5. 給食担当者部会

18. 公益的活動の推進

前述の法人基本方針において、各施設・事業所の福祉事業を円滑に展開していくためには、地域社会からの信頼を得続けることが重要である。そのためには地域社会との交流および地域社会における公益的活動（社会貢献）は、最も重要であることから、これを推進している。これに従い法人傘下の各施設・事業所は、施設・事業所を取り巻く地域社会のニーズと実情に応じて、恒久的又は、単年的な社会貢献交流を施設の持つ機能を効率的に十分に活用し努力をして、公益的活動を推進する。

19. 社会福祉充実計画

社会福祉充実計画については、本法人が保有する財産のうち、事業継続に必要な「控除対象財産」を控除してもなお残額が生じる場合に、「社会福祉充実残額」を明らかにした上で、本法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな取り組みに有効活用する仕組みを構築する。本法人の財産の状況や将来の計画を「見える化」することにより、公益性の高い法人としての説明責任を果たす。

20. 行事計画

月	行 事
4月	辞令交付式、 人権侵害ゼロへの誓い署名。
5月	愛光会監事監査、愛光会理事会、 法人内合同行事「わくわく大会」、 鹿児島県（社法）経営者協議会総会及び経営者セミナー。
6月	愛光会定時評議員会、愛光会理事会、 社会福祉施設監事等研修会（県社協主催）、 法人内保護者並びに役職員合同研修会。
7月	愛光会第三者委員会との合同会議、 愛光会各施設虐待防止及び相談・苦情等解決担当者研修。
8月	愛光会理事会 愛光会だより発行。
9月	愛光会内部監査及び利用者（児）預り金の点検、 愛光会第三者委員による立ち入り実態調査。
10月	愛光会理事会
11月	鹿児島県（社法）経営者協議会経営者セミナー、愛光会第三者委員及び監督職員研修。
12月	愛光会理事会、 法人内保護者・役職員合同研修会、 愛光会だより発行。
1月	平成30年度愛光会職員採用選考試験。
2月	鹿児島県（社法）経営者協議会経営者セミナー、 （社福）ブロック別監事等研修会（県主催）。
3月	愛光会人権擁護事態調査係りによる実態調査、 愛光会理事会。

※夏祭り行事、運動会行事の実施については各施設の判断に委ねるものとする。